平成 29 年 4 月 1 日 教育長決裁

(目的)

第 I 条 この基準は、加賀市図書館条例(平成 I 7 年加賀市条例第 98 号) 第 5 条に規定する図書館が所蔵する資料の除籍に関して必要な事項を定め ることを目的とする。

(基本方針)

- 第2条 事象の変化により資料的価値が著しく低下した資料を除籍することにより、書架の有効利用を図り、市民にとって魅力ある資料構成の維持に 努める。
- 2 長期間にわたり所在が確認できない資料を除籍することにより、現存す る資料を正確に把握するとともに、必要な資料の補充を行い、適正な資料 構成の維持に努める。

(除籍の対象資料)

- 第3条 除籍の対象は、次のとおりとする。
 - (1) 不用資料 (資料現物による除籍)
 - ア 汚損、破損が激しく補修が不可能なもの
 - イ 内容が古くなり、資料的価値が著しく低下したもの
 - ウ 利用が低下した複本
 - エ 新版、改訂版又は同類資料の入手によって代替可能となった既存 資料
 - (2) 亡失資料 (資料データのみの除籍処理を含む)
 - ア 蔵書点検等により所在不明が確認された資料で、確認後2年を経過したもの
 - イ 貸出後3年以上経過し、回収の見込みが無いもの
 - ウ 不可抗力による災害その他の事故により、使用に耐えないもの又 は紛失したもの
 - エ 弁済された亡失資料の元資料
 - (3) その他

ア 館長が除籍を必要と認めたもの。

(移管・保管転換に伴う資料の除籍)

- 第4条 次の各号に該当するものは当館から除籍した後、移管手続きをとる。
 - (I) 石川県立図書館が所蔵していない資料で、石川県立図書館に移管することが適当と思われるもの。
 - (2) 当館が複本で所蔵し、且つ、利用が少ないと見込める図書で、県内の他の図書館が必要とするもの。

(除籍対象外資料)

- 第5条 除籍対象としない資料は、次のとおりとする。ただし、亡失資料は 除く。
 - (1) 郷土資料
 - (2) 特別コレクション
 - (3) その他貴重と判断されるもの

(除籍の決定)

- 第6条 除籍にあたっては、利用状況・資料的価値を多角的に検討し、図書館として体系的な資料の構成が図れるよう慎重に行う。
- 2 除籍資料は、図書館職員(司書)が選定し、教育委員会事務局長の決裁 を経て決定する。

附 則

(施行日)

- Ⅰ この基準は、平成29年4月Ⅰ日から施行する。
 - (加賀市立図書館資料除籍に関する要領の廃止)
- 2 加賀市立図書館資料除籍に関する要領(平成 26 年 4 月 1 日)は廃止する。

(加賀市立図書館資料収集方針の一部改正)

3 加賀市立図書館資料収集方針中4. 除籍基準を削る。